規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果を得られた年月日及び測定の結果

(1号炉)

測定項	頁目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1) 規則第4条の5第1項第2号リ(※:			2号リ(※2)	規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)				
測定年	月日	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
21/2/1	月									
2/2	火									
2/3	水									
2/4	木									
2/5	金									
2/6	土									
2/7	日									
2/8	月									
2/9	火									
2/10	水									
2/11	木									
2/12	金									
2/13	土									
2/14	日									
2/15	月									
2/16	火	911	780	837	189	181	185	70.88	9.38	36.16
2/17	水	920	758	834	189	181	185	91.75	14.63	33.24
2/18	木	909	813	855	188	183	185	131.75	15.38	40.62
2/19	金									
2/20	土									
2/21	日									
2/22	月									
2/23	火									
2/24	水	952							-	
2/25		935	828	894	187	183	185	20.88	6.88	10.98
2/26										
2/27	土									
2/28	日									

(* %1)	相則	の5年	1項第2号 > • •	•••	の燃性ガス	の温度

(\\\(\) \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	· 元 6年 0 日 11	## 18 0 HED = 1# =	トラ かけ かっ	
(※9) 相則箆4冬の5箆*	1 川 正ノ号リ••	• • • ´ 年 L . ん 次 ん / 油 /	して 人物大性ガス	.(/))温度

(※3)規則第4条の5第1項第2号ヲ・・・	・・煙突から排出される排ガス中)一酸化炭素の濃度
(/•(O / //L 京) // オーストック O // 1 · 京 // // / / /		/ PX ロバススペッフ 1月2 / 又

※ 部分は立ち上げ及び立ち下げ日	部分は操業停止
------------------	---------

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果を得られた年月日及び測定の結果

(2号炉)

測定項目	規則第4条	:の5第1項第	2号ト(※1)	規則第4条	の5第1項第	2号リ(※2)	規則第4条	の5第1項第	2号ヲ(※3)
測定年月日	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
21/2/1 月									
2/2 火									
2/3 水									
2/4 木									
2/5 金									
2/6 土									
2/7 ⊟									
2/8 月									
2/9 火									
2/10 水									
2/11 木									
2/12 金									
2/13 ±									
2/14 📙									
2/15 月									
2/16 火	904	831	856	188	183	185	9.25	7.50	8.43
2/17 水	891	823	848	188	182	185	8.75	6.50	7.30
2/18 木	974	832	862	190	182	186	9.88	6.50	7.81
2/19 金			1						
2/20 ±									
2/21 □									
2/22 月									
2/23 火	919		864	189	182	186		6.63	7.58
2/24 水	933								6.77
2/25 木	953	833	876	189	183	186	12.25	6.25	7.68
2/26 金									
2/27 ±									
2/28									

(×1)	担則第4条の5篇	51項第2号ト・・・・	- 燃性字由) 燃性ガスの	温度

(%の) 担 即 (4冬の5第1項第9号	1.11	明に法する	ーフ脚はボラの	ショ 中
(•ו ソ) +日 日 正 .	4~(/)5 正 1 坦 正ソモ	÷り•••• (安に 治 人 つ	一人物が生力 スク))

((**3)	∄Ⅲ第⊿条	≥の5第1項第2号ヲ	・・・・・煙突から排出	されろ排ガスロ	中の一酸化炭素の濃度
١	(/•\ •)/		こくしい カエイス カカム クーノー	7+ 7- 7- 7- 17- LLL	ニタ ひるみりとく インコ	

※ 部分は立ち上げ及び立ち下げ日	部分は操業停止
------------------	---------